○福岡県警察交通事故統計事務取扱要領の制定について（通達）

平成１２年１２月２５日

福岡県警察本部内訓第５２号

本部長

この度、福岡県警察交通事故統計事務取扱要領を次のとおり制定し、平成１３年１月１日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、福岡県警察交通事故統計事務取扱要領の制定について（昭和６０年福岡県警察本部内訓第２９号）は、廃止する。

記

１　趣旨

この内訓は、福岡県警察における警察情報管理システム運営に関する訓令（平成２３年福岡県警察本部訓令第１０号）第２条第３号に規定する福岡県警察情報管理システム（以下「情報管理システム」という。）による交通事故統計事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　交通事故統計の対象

交通事故統計の対象は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第１号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡若しくは負傷を伴う事故又は物の損壊を伴う事故（以下「交通事故」という。）とする。

３　交通事故統計情報の登録

警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、交通事故の発生を認知した日から起算して死亡事故（交通事故に関与した者がその発生から２４時間以内に死亡した事故をいう。以下同じ。）にあっては直ちに、その他の交通事故のうち人の負傷を伴うものにあっては１週間以内に、物の損壊を伴うものにあっては速やかに交通部交通企画課長が別に定める要領に従い、交通事故の統計上必要な項目（以下「交通事故統計情報」という。）を情報管理システムにより登録しなければならない。

４　登録担当者及び審査責任者の指定

警察署及び交通部高速道路交通警察隊の登録担当者（交通事故統計情報の登録を行う者をいう。以下同じ。）及び審査責任者（交通事故統計情報の登録状況の審査を行う者をい

う。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

区分 所属	登録担当者	審査責任者
警察署	当該交通事故の捜査又は処理に従事した警察官	交通事故の捜査を担当する課長
交通部高速道路交通警察隊		分駐隊長

5　交通事故統計情報の審査及び送信

（1）　交通部交通企画課長は、3の規定により登録された交通事故統計情報を審査の上必要があると認めるときは、その結果を当該審査責任者に通知するものとする。

（2）　交通部交通企画課長は、（1）の審査が終了したときは、当該交通事故統計情報（死亡事故又は人の負傷を伴う交通事故に係るものに限る。）を警察庁に送信しなければならない。

6　電磁的記録の保存期間

交通事故統計情報が登録された電磁的記録の保存期間は、継（1年）とする。

7　電磁的記録の活用

交通部交通企画課長及び署長等は、交通事故統計情報が登録された電磁的記録を交通事故の防止に関する施策に資するよう努めなければならない。